

後期高齢者医療保険

問 国保年金課医療係 ☎95-9892

後期高齢者医療保険に加入している人の今年度の保険料などは、以下のとおりです。3年度の保険料は、7月中旬に届く決定通知書で確認してください。年金や口座振替以外の人は、同封の納付書を使って金融機関で支払ってください。

令和3年度保険料額

均等割額	48,765円
所得割額	9.64%

令和3年度の保険料額 = 48,765円 + (令和2年中の所得金額 - 基礎控除額) × 9.64%

- ・100円未満は切り捨てで限度額は64万円です。
- ・所得金額などに応じて均等割額が2~7割軽減される場合もあります。

基礎控除額

合計所得金額	基礎控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超2,450万円以下	29万円
2,450万円超2,500万円以下	15万円
2,500万円超	適用なし

限度額適用・標準負担額減額認定証の更新

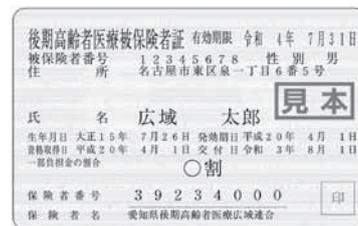
限度額適用・標準負担額減額認定証は、入院時の医療機関窓口での負担（食事代など）が軽減される認定証です。現在使用している認定証の有効期限は7月31日(土)です。認定証の交付を受けている人で、3年度も対象になる人には、8月以降に使用する認定証を7月下旬に郵送します。

新しい保険証を7月中旬に送付します

現在使用している保険証の有効期限は7月31日(土)です。8月1日(日)から使用する保険証を7月中旬に簡易書留郵便で送付します。

有効期限が切れた古い保険証は、細かく裁断するなどして破棄するか、市役所などに設置している保険証回収箱へ返却してください。

保険証は有効期限を過ぎると使用できません。8月1日(日)以降に医療機関などで受診するときは、必ず新しい若草色の保険証を提示してください。



後期高齢者医療コールセンター

県後期高齢者医療広域連合では、後期高齢者医療の保険料と保険証に関するコールセンター（電話窓口）を開設します。保険料の算定方法や保険証の負担割合などについては問い合わせてください。

☎0570-011-558

〔受付 7月12日(月)~8月31日(火) 8時45分~17時15分〕

国民年金保険料の免除制度

問 国保年金課年金係 ☎95-9893

7月から、令和3年度分（7月~令和4年6月）の国民年金保険料の免除申請が可能です。前年中の所得が少ないなど、保険料納付が困難な人は、申請により定額保険料が免除される場合があります。

前回申請時に継続申請を希望した人は申請の必要はありませんが、被保険者本人、配偶者、世帯主の令和2年中の収入が申告済みであることが必要です。また、免除は申請日から2年1か月前の分まで遡って申請することができます。

免除の種類 全額免除、4分の3免除、半額免除、4分の1免除（一定の所得制限あり）

持ち物

窓口	郵送
<ul style="list-style-type: none">・年金手帳・令和元年12月31日以降に退職した人は、「雇用保険受給資格者証」、「雇用保険被保険者離職票」、「雇用保険被保険者資格喪失確認通知書」のいずれか（コピー可）・本人確認書類（運転免許証など）	<ul style="list-style-type: none">・「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」（日本年金機構ホームページから印刷可）・令和元年12月31日以降に退職した人は、「雇用保険受給資格者証」、「雇用保険被保険者離職票」、「雇用保険被保険者資格喪失確認通知書」のいずれかのコピー・本人確認書類（運転免許証など）のコピー

※申請は、新型コロナ感染防止の観点から、可能な限り郵送による手続きをお願いします。

送付先 〒447-8601 松本町28 国保年金課年金係